

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安教育計画の制定、変更の認可
概要	火薬類の製造業者、販売業者又は消費者が、その従業者に対する保安教育計画を定めたとき又は変更しようとするときは、市長の認可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第29条第1項、第4項及び第5項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	保安教育計画が、製造業者、販売業者又は消費者ごとに、それぞれ火薬類取締法施行規則第67条の4から第67条の6までに定める各基準に適合しているか確認します。 <ul style="list-style-type: none"> 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第67条の3 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088) 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規） （平成16年8月6日原院第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	保安教育計画を制定又は変更したとき
提出方法	所定の申請書に保安教育計画を添えたもの2通を大阪市長あて（消防局予防部規制課保安担当）提出してください。 (https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85C1C2A5&houcd=H425909090005&no=1&totalCount=2&fromJsp=SrMj)
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	